

令和8年度 草津っ子サポート事業（ホームヘルパー派遣事業）受託事業者公募要項

1 草津市では、こどもを養育している家庭にホームヘルパーを派遣し、家事・育児に負担と不安が生じる時期における子育ての安定化を図ることを目的に本事業を実施します。このたび、ホームヘルパーを派遣する受託事業所を募集します。

2 委託内容

(1) ホームヘルパー派遣による家事・育児に関する援助

次の①または②、もしくは①および②

①家事に関するもの

- ・ 食事の準備および後片付け
- ・ 住居等の清掃および整理整頓
- ・ 衣類の洗濯
- ・ 生活必需品の買い物
- ・ その他必要と認める家事援助

(庭木の手入れ、草むしりおよび屋外の清掃・整頓等を除く。)

②育児に関するもの

- ・ 食事および授乳介助
- ・ おむつ交換
- ・ 沐浴介助
- ・ 乳幼児の兄姉の育児
- ・ 通院等の介助
- ・ 育児相談
- ・ その他必要な育児

(2) 草津っ子サポート事業利用券の回収と利用手数料（1時間当たり500円）の徴収

(3) 各月の実績・利用者の状況を市へ報告（派遣状況を1月ごとに取りまとめ、事業実績報告書により、翌月10日までに提出し支払いを受ける）

(4) その他、上記に付随する業務（台帳の整備・事業報告等）

(派遣時間等)

- ・ 草津っ子サポート事業利用券 1枚につき1時間
- ・ 1日1回、1回当たり2時間が限度（通院等の介助の場合は4時間が限度）
- ・ 利用日時 月曜日～金曜日 午前9時から午後5時まで

(祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く)

(委託料等)

- ・ ホームヘルパー派遣委託料（1時間あたり）
2,750円（消費税を含む金額）

3 公募の条件

(1) 事業委託期間

契約日～令和9年3月31日

(2) 受託に関わる次の基本的事項①または②のいずれかを満たしている事業者であること

①

- ・法人格を有し、原則、草津市内に事務所・事業所を有していること。
- ・介護保険法第70条に基づき指定された指定居宅サービス事業者または障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第36条に基づき指定された指定障害福祉サービス事業者であること。
- ・子育て支援ができるホームヘルパーを確保していること。

②

- ・法人格を有し、原則、草津市内に事務所・事業所を有していること。
- ・利用者の自宅に職員を派遣して家事支援、家事代行または育児支援を行う事業の実施について1年以上の実績があること。
- ・子育て支援ができるホームヘルパーを確保していること。

(3) 派遣するホームヘルパーは、次の要件①、②および③のすべてを満たす者とする。

①以下の条件のいずれかに該当すること。

- ・保健師、助産師、看護師、准看護師、保育士、幼稚園教諭、児童指導員、介護福祉士または介護所職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）以上のいずれかの資格を有すること。
- ・子育て経験者もしくは子育てに関する事業に従事した経験者であること。

②心身ともに健全であること。

③家事または育児に関する援助を誠実かつ適切に提供できる資質と能力を有すること。

4 受託希望申請手続きについて

次のとおり受託申込書および添付資料を提出期限内に、提出場所に持参または郵送してください。

(1) 提出書類

- ア 令和8年度草津っ子サポート事業（ホームヘルパー派遣事業）受託申込書 1部
- イ 事業所概要がわかるリーフレット等 1部

(2) 提出期限

随時

(3) 提出先

草津市子ども若者部こども家庭若者課（さわやか保健センター2階）

5 問い合わせ先

草津市こども家庭若者課こども家庭係

電話：077-561-2364 FAX：077-561-6780

E-mail：kodomo@city.kusatsu.lg.jp